

### 第3章 公害の現況と対策 IV騒音・振動

#### (1) 騒音に係る環境基準

##### ア 道路に面する地域以外（一般地域）の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
A A	50以下	40以下
A 及び B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（備考）環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を市長が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりです。

#### (ア) 地域の類型該当地域

A A：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（鎌倉市は該当なし）

A：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

C：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

#### (イ) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

#### (ウ) 騒音の評価手法

等価騒音レベルにより評価します。

##### イ 道路に面する地域

（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

（単位：デシベル）

時間の区分	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動の要請限度  
 ア 騒音  
 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

(備考) 騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

a 区域：専ら住居の用に供される区域

第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

b 区域：主として住居の用に供される区域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

c 区域：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供される区域

近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(iii) 上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、以下のとおりです。

(単位：デシベル)

昼間	夜間
75	70

イ 振動

振動規制法に基づく道路交通振動の限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

(備考) 振動規制法施行規則別表2の規定に基づき、区域及び時間の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

(i) 区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域

第2種区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(ii) 時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

(3) 事業所に係る騒音及び振動の規制基準（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

ア 騒音の規制基準（施行規則別表第11）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については適用しません。

イ 振動の規制基準（施行規則別表第12）

（単位：デシベル）

地域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

（注）この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については適用しません。

(4) 自動車騒音常時監視調査

自動車騒音常時監視※は、市内の主要幹線道路に面した地域を対象に、自動車の走行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造等を評価区間として分割し、その評価ごとに対象地域内に住居等が存在する区域について環境基準適合状況を面的に評価(以下「面的評価」※※という。)しています。

市では平成24年度(2012年度)からの5ヵ年計画で、主要幹線道路に面している地域の住居等の面的評価を実施しています。

※道路を走行する自動車の騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※※道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域(道路端から50m)について沿線の特定点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して環境基準の達成状況を把握しています。

ア 調査日時

令和6年(2024年)12月16日(月)10:00~12月17日(火)10:00

イ 調査場所

評価区間設定状況

路線名	評価区間番号	起点	終点	評価区間延長(km) ※1	車線数	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無	発生強度の把握の方法
藤沢鎌倉線	41610	鎌倉市手広6丁目3 藤沢・鎌倉市境	鎌倉市笛田1丁目3 手広交差点	0.6	2	平面	無	無	2
藤沢鎌倉線	41620	鎌倉市笛田1丁目3 手広交差点	鎌倉市長谷2丁目 16	3.8	2	平面	無	無	1
阿久和鎌倉線	65410	鎌倉市関谷 横浜・鎌倉市境	鎌倉市岡本2丁目 21	1.2	4,2	平面	無	無	2
阿久和鎌倉線	65420			1.6	2	平面	無	無	1
阿久和鎌倉線	65430	鎌倉市岡本1丁目22 鎌倉・横浜市境	鎌倉市岡本2丁目2	0.9	2	平面	無	無	1

※1 評価区間延長は、面的評価支援システムによる距離のため、センサスの延長と異なる場合があります。

■発生強度の把握の方法

- 1:沿道騒音レベルの実測による方法
- 2:他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法
- 3:自動車交通量及び速度の実測結果により、推計する方法
- 4:交通量が僅少の事由により、環境基準値以下と決定する方法

ウ 調査結果

騒音の測定結果を下記表に示します。

調査の結果、藤沢鎌倉線は昼間69dB、夜間64dB、阿久和鎌倉線(65420)は昼間66dB、夜間59dB、阿久和鎌倉線(65430)は昼間66dB、夜間61dBであり、いずれも昼夜ともに環境基準を満足していました。

騒音測定結果

(単位：dB)

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)		背後地騒音レベル (LAeq)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22時	22-6時	6-22時	22-6時	6-22時	22-6時
藤沢鎌倉線	鎌倉市常盤 (準住居地域)	69	64	70以下 (75以下)	65以下 (70以下)	51	42
阿久和鎌倉線 (65420)	鎌倉市植木 (第一種住居地域)	66	59			41	36
阿久和鎌倉線 (64530)	鎌倉市岡本1丁目22 (第一種住居地域)	66	61			43	41

※1 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)」とした。

※2 要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度(特例)」とした。

エ 令和6年度(2024年度)調査環境基準の達成状況(全体評価)

本年度対象区間の全体評価について、全体(2,338戸)では昼夜ともに基準値以下は2,330戸(99.7%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は8戸(0.3%)となりました。次に近接空間(970戸)では昼夜ともに基準値以下は968戸(99.8%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は2戸(0.2%)となりました。次に非近接空間(1,368戸)では昼夜ともに基準値以下は1,362戸(99.6%)、昼のみ基準値以下は0戸(0.0%)、夜のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜ともに基準値超過は6戸(0.4%)となりました。

令和6年度(2024年度)対象の面的評価結果

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数(2,338戸)	2,330	99.7	0	0.0	0	0.0	8	0.3
近接空間(970戸)	968	99.8	0	0.0	0	0.0	2	0.2
非近接空間(1,368戸)	1,362	99.6	0	0.0	0	0.0	6	0.4

重複計上を含まない戸数(評価対象路線同士が交差する併走する区間について重複する戸数を差し引いた戸数)とされています。

オ 環境基準の達成状況（道路種別評価：過年度を含む）

過年度を含む道路種別評価は、一般国道において、昼夜とも環境基準を達成した割合は91.9%  
 昼のみ基準値以下が4.6%、夜のみ基準値以下が0.0%、昼夜ともに基準値超過が3.5%となりました。  
 また、都道府県道において昼夜とも環境基準を達成した割合は99.5%、昼のみ基準値以下が0.2%、  
 夜のみ基準値以下が0.0%、昼夜とも基準値超過が0.4%となりました。

道路種別の面的評価の結果（戸数）

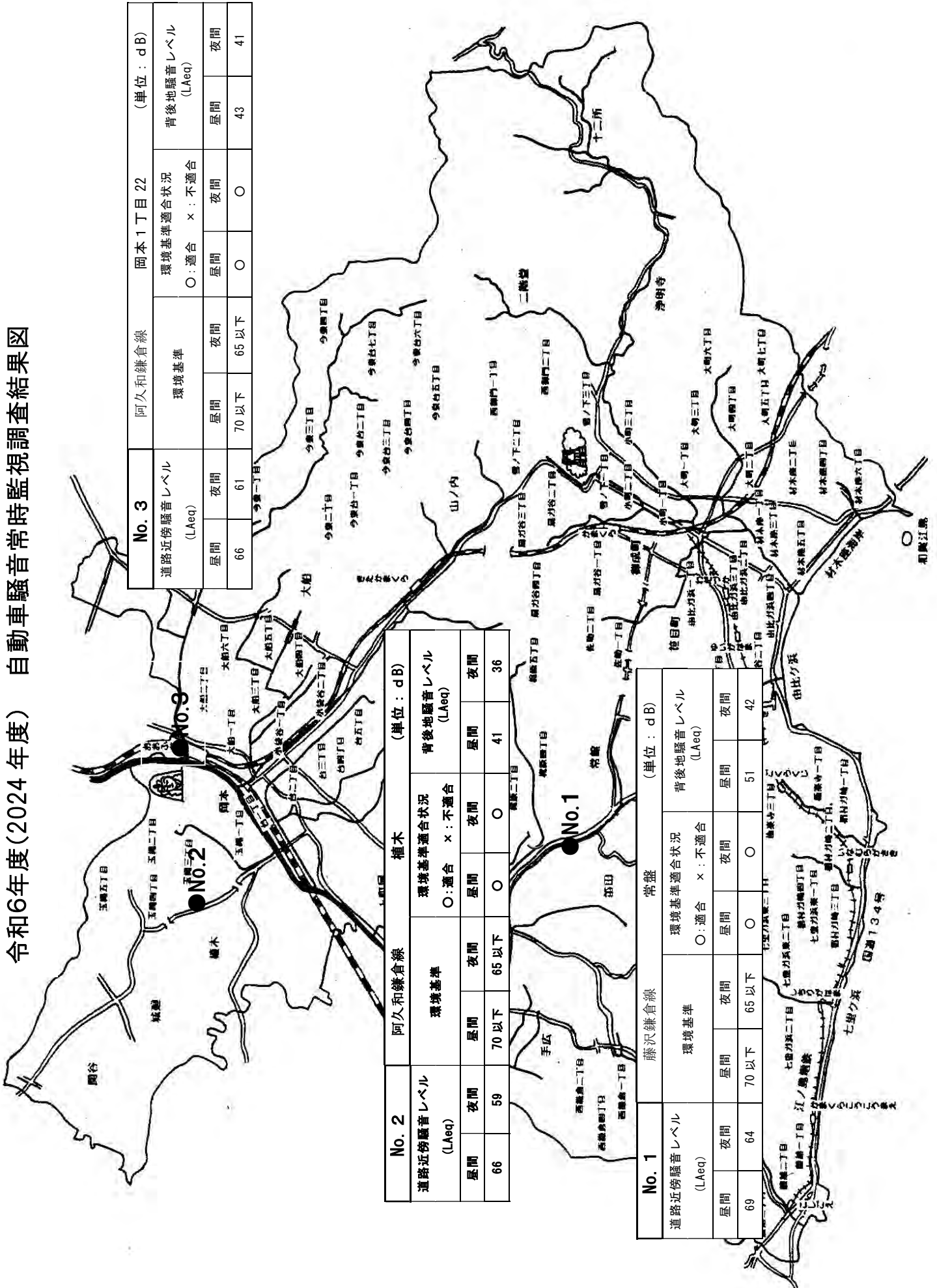
道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)					面的評価結果 (非近接空間)				
	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 夜 値 と も 下 ① (戸)	基 準 の 値 み 下 ② (戸)	基 準 の 値 み 下 ③ (戸)	基 準 夜 値 と も 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 夜 値 と も 下 ① (戸)	基 準 の 値 み 下 ② (戸)	基 準 の 値 み 下 ③ (戸)	基 準 夜 値 と も 超 過 ④ (戸)	①住 + ②等 + ③数 + ④ (戸)	基 準 夜 値 と も 下 ① (戸)	基 準 の 値 み 下 ② (戸)	基 準 の 値 み 下 ③ (戸)	基 準 夜 値 と も 超 過 ④ (戸)
一般国道	1,043	958	48	0	37	350	307	43	0	0	693	651	5	0	37
都道府県道	12,199	12,133	20	3	43	4,743	4,707	13	0	23	7,456	7,426	7	3	20
全体(住居等戸数)	12,999	12,853	65	3	78	4,967	4,893	53	0	21	8,032	7,960	12	3	57

全体の住居等戸数は、重複計上を含みません。

道路種別の面的評価の結果（割合）

道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果 (近接空間)				面的評価結果 (非近接空間)			
	基 準 夜 値 と も 下 (%)	基 準 の 値 み 下 (%)	基 準 の 値 み 下 (%)	基 準 夜 値 と も 超 過 (%)	基 準 夜 値 と も 下 (%)	基 準 の 値 み 下 (%)	基 準 の 値 み 下 (%)	基 準 夜 値 と も 超 過 (%)	基 準 夜 値 と も 下 (%)	基 準 の 値 み 下 (%)	基 準 の 値 み 下 (%)	基 準 夜 値 と も 超 過 (%)	
一般国道	91.9	4.6	0.0	3.5	87.7	12.3	0.0	0.0	93.9	0.7	0.0	5.3	
都道府県道	99.5	0.2	0.0	0.4	99.2	0.3	0.0	0.5	99.6	0.1	0.0	0.3	
全体(割合)	98.9	0.5	0.0	0.6	98.5	1.1	0.0	0.4	99.1	0.1	0.0	0.7	

令和6年度(2024年度) 自動車騒音常時監視調査結果図



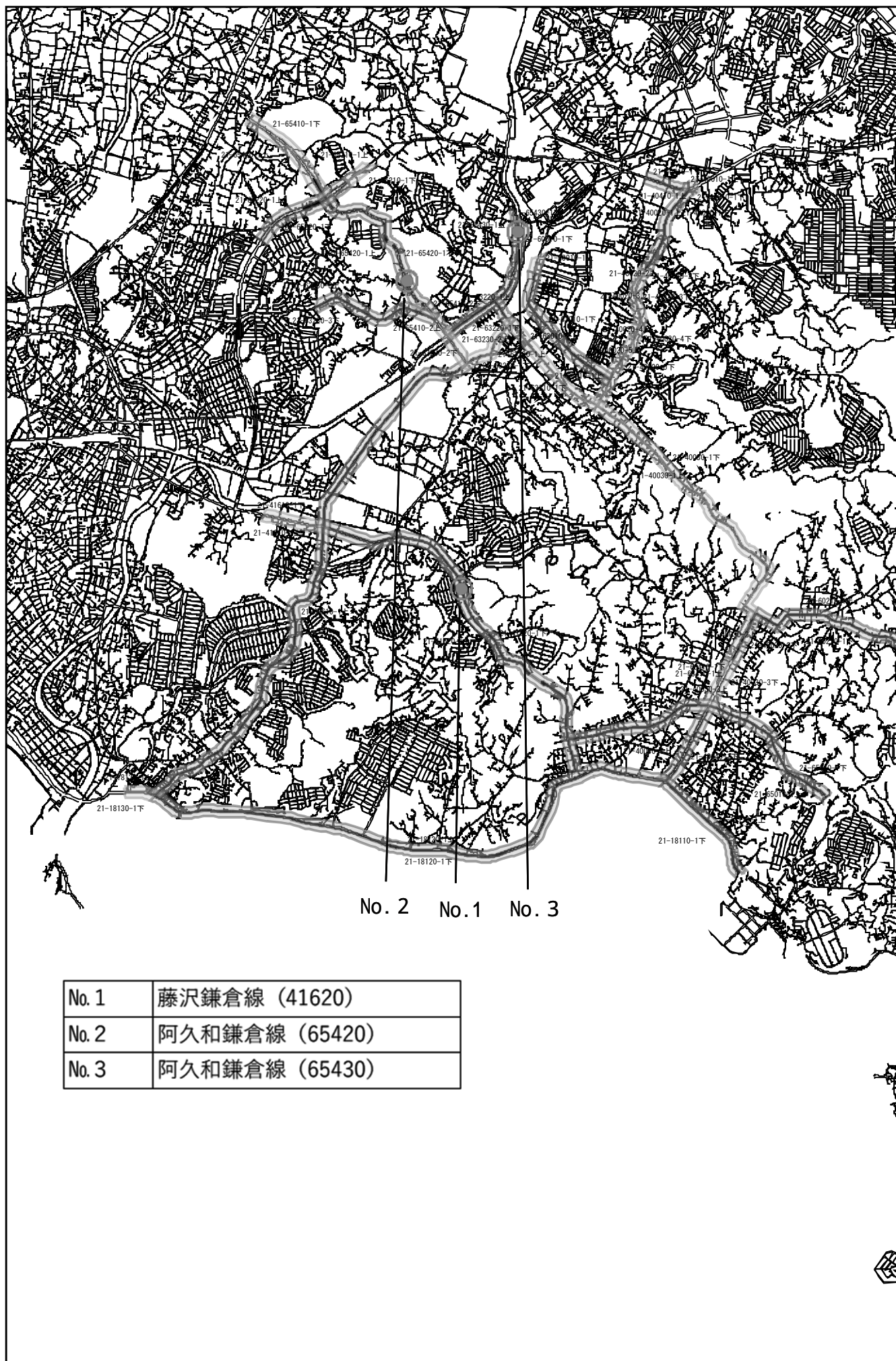
No. 3		阿久和鎌倉線		岡本1丁目22		(単位: dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況		背後地騒音レベル (LAeq)	
昼間	夜間	昼間	夜間	○: 適合	x: 不適合	昼間	夜間
66	61	70以下	65以下	○	○	43	41

No. 2		阿久和鎌倉線		植木		(単位: dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況		背後地騒音レベル (LAeq)	
昼間	夜間	昼間	夜間	○: 適合	x: 不適合	昼間	夜間
66	59	70以下	65以下	○	○	41	36

No. 1		藤沢鎌倉線		常盤		(単位: dB)	
道路近傍騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況		背後地騒音レベル (LAeq)	
昼間	夜間	昼間	夜間	○: 適合	x: 不適合	昼間	夜間
69	64	70以下	65以下	○	○	51	42

位置図（騒音測定地点、評価区間）

縮尺率 1:50,000



No. 1	藤沢鎌倉線 (41620)
No. 2	阿久和鎌倉線 (65420)
No. 3	阿久和鎌倉線 (65430)

(5) 環境騒音調査

本市では、市内全域の一般地域における騒音の実態を把握するために、市内23地点を選定し、環境騒音調査を実施しています。

このうち令和6年度(2024年度)は昼間5地点、夜間2地点で測定を行いました。

ア 調査日

令和6年(2024年)10月10日(木)、10月11日(金)

イ 測定機器

騒音計(リオンNL-42)

騒音計用プリンター(リオンDPU-414)

ウ 調査方法

日本工業規格Z8731及び騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成27年10月)を、本市の環境騒音の実態に応じて準用しました。評価の基準には環境基準を用いて、各調査地点及び行政地域ごとの等価騒音レベルにより評価しました。

(7) 調査時間と回数

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき1回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(4) 測定方法

一般地域の人間活動に伴い発生する騒音を対象として、1地点につき10分間の等価騒音レベル等の測定施しました。

(ウ) 支配音源の種類

音源の種類	発生源の概要
1 自動車音	自動車に起因する音
2 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の音(人の話し声、自転車音、子どもの遊び声など)
3 工場、事業所等の音	工場や事業所などに起因する音(商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店などから発生する騒音を含む)
4 家庭音	家庭内の生活活動に起因する音(話し声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴き声、家庭機器音など)
5 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音など自然に起因する音
6 特殊音	航空機、鉄道、建設作業などに起因する音
7 その他の音	特定できるが、上記の分類に入らない音
8 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

エ 調査結果

本年度の昼間では、調査地点5地点のすべてが環境基準を満足(達成状況100%)していました。また、夜間では、調査地点2地点とも環境基準を満足(達成状況100%)していました。

一般地域A及びB類型【専ら住居の用に供される地域(A)・主として住居の用に供される地域(B)】(基準時間帯:昼)

No.	調査地点	区域 類型	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
1	材木座2-9-1	鎌倉 A	54.3	53.0	48.6	43.8	43.1	78.1	68.9	50.3	55	○	5
2	極楽寺3-1-7	鎌倉 A	52.5	47.9	39.9	36.4	35.8	76.1	70.5	48.3	55	○	1,5

一般地域C類型【相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域(C)】(基準時間帯:昼)

NO.	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
13	御成町11-12	鎌倉 C	50.2	48.9	46.0	44.4	44.0	74.9	64.5	47.1	60	○	1,5
14	笹目町6-46	鎌倉 C	54.5	52.4	46.9	43.2	42.5	77.5	68.7	49.7	60	○	1,5
15	材木座3-16-22	鎌倉 C	50.8	48.3	40.8	35.8	34.9	73.1	63.7	45.3	60	○	1,5

※調査地点は当該住所付近で行っています。

一般地域A類型・C類型(基準時間帯:夜)

	調査地点	区域	時間率騒音レベル(dB)					単発騒音暴露 レベル (dB)	騒音 レベル の 最大値 (dB)	等価 騒音 レベル (dB)	環境 基準値 (dB)	環境 基準 適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95						
2	極楽寺3-1-7	鎌倉 A	36.6	35.8	31.7	27.8	27.1	60.6	44.2	32.8	45	○	4,5
13	御成町11-12	鎌倉 C	48.1	46.7	42.8	40.9	40.5	72.0	58.2	44.2	50	○	1,3

支配的音源: 1自動車音、2自動車以外の道路音、3工場・事業所等の音4家庭音、5自然音、6特殊音、7その他の音、8不特定音

(iv) 行政地域・類型別環境基準達成割合

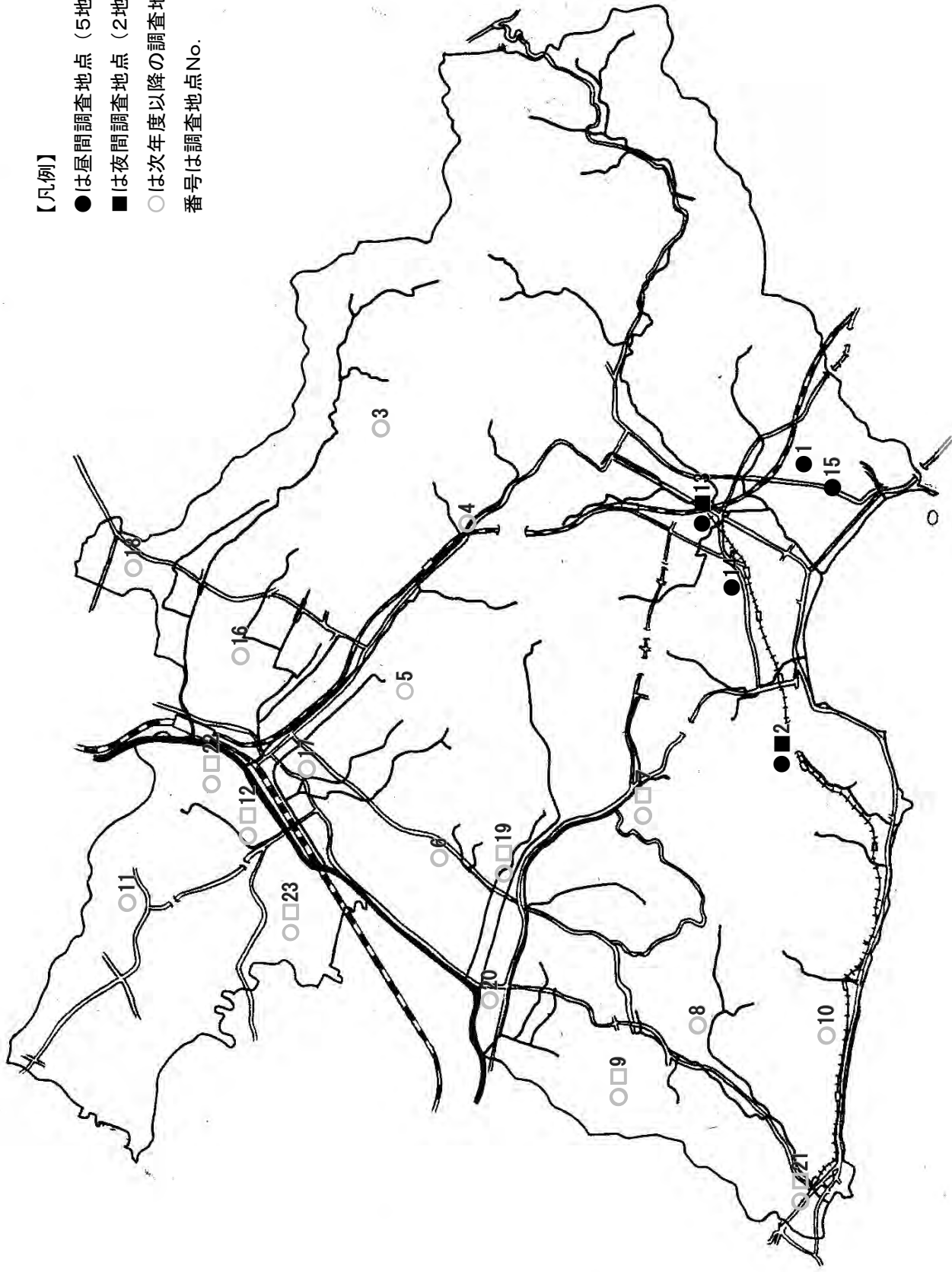
環境基準類型		A及びB類型					C類型				
行政地域		鎌倉 地域	大船 地域	深沢 地域	腰越 地域	玉縄 地域	鎌倉 地域	大船 地域	深沢 地域	腰越 地域	玉縄 地域
調査地点数(カ所)	昼	2	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	夜	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
環境基準超過 調査地点数(カ所)	昼	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
	夜	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
行政地域別 環境基準達成割合 (%)	昼	100	-	-	-	-	100	-	-	-	-
	夜	100	-	-	-	-	100	-	-	-	-

\* 行政地域別環境基準達成割合

行政地域毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。

【凡例】

- は昼間調査地点（5地点）
  - は夜間調査地点（2地点）
  - は次年度以降の調査地点
- 番号は調査地点No.



令和6年度 環境騒音調査地点図